

川崎市立中学校完全給食実施方針

◎ 中学校完全給食の提供方法について

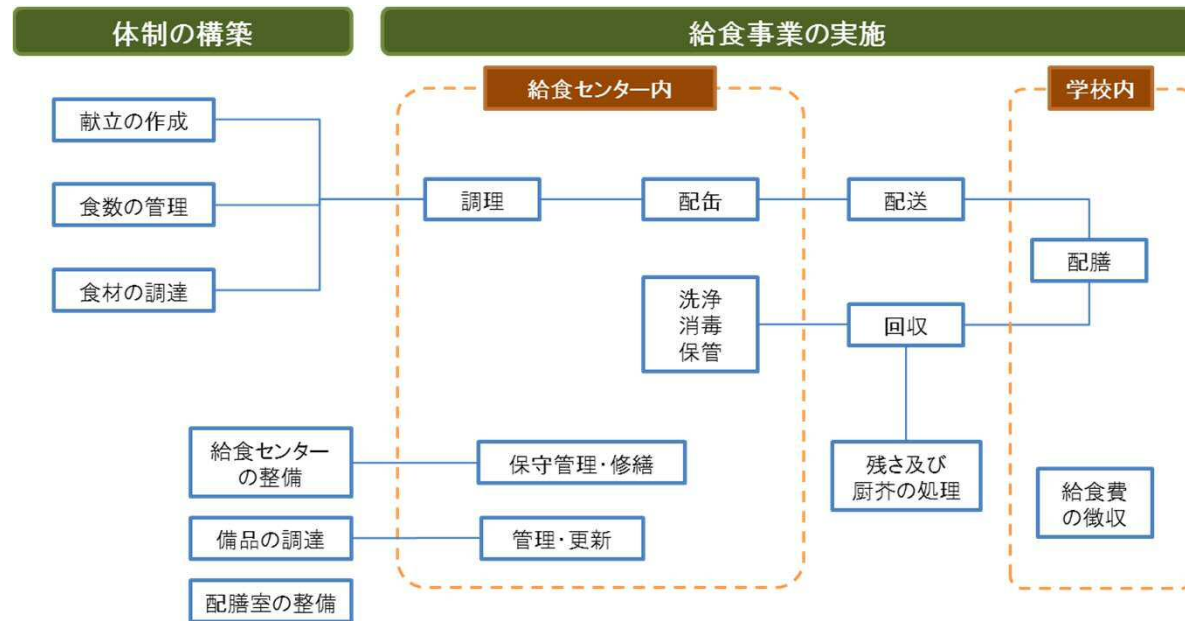
安全・安心で良質な学校給食を提供するために、国の「学校給食衛生管理基準」等を考慮した広さ・規模を有する調理場を設置することが必要となる。

このため、「自校方式」や「親子方式」により実施するには、多くの学校で衛生管理可能な十分なスペースの確保等が困難な状況であり、教育環境への影響がとて大きくなるとともに、これらの方式は、他の方式と比べ多くの費用と期間を要することが見込まれるなど、本市においては困難な状況にある。

したがって、本市特有の細長い地形等を考慮し、限られた市有地を最大限に活用して、センター方式により調理場を3箇所整備するとともに、学校との調整も踏まえ、小学校との合築校である東橋中学校及びはるひ野中学校においては合築校舎内の調理場を活用し、教育活動に支障を及ぼさない犬蔵中学校及び中野島中学校においては同校の敷地内に調理場を設置することにより、生徒数の推計に基づく食数約3万3千食(全52校)を確保する。

民間活用する業務の検討内容

◆学校給食センターにおける必要な業務内容



◆各業務内容における民間活用の可能性の検討

項目	業務内容	行政の関与度	安全かつ継続的なサービスの提供とサービスの質の向上	経済性の確保	民間活用
体制の構築	献立の作成	直接実施	-	-	×
	食数の管理	直接実施	-	-	×
給食事業の実施	調理	直接実施する必要はない	○	○	○
	配缶	直接実施する必要はない	○	○	○
	配送・回収	直接実施する必要はない	○	○	○
	配膳	直接実施する必要はない	○	○	○
	食器・食缶の洗浄・消毒・保管	直接実施する必要はない	○	○	○
	残さ及び厨芥の処理	直接実施する必要はない	△	△	△
	給食費の徴収	直接実施	-	-	×
	保守管理・修繕	直接実施する必要はない	○	○	○
	備品の管理・更新	直接実施する必要はない	○	○	○

・給食事業は行政関与が必要
↓
× 「民間提供型」 (民営化)

・給食事業は、生徒の健康に大きな影響
・アレルギー対応など生徒の命に直結することもあり、責任主体は民間ではなく行政である必要

↓
× 「民間主導型」 (民設民営等)
↓
◎ 「民間活用型」 (公設民営・PFI・業務委託)

事業スキームの検討

■本事業における考え方

- ・業務の包括化 運営事業者の早期からの参画による市のノウハウの補完、業務の一括化によるコスト削減、事業の早期実施が期待できること等から、設計・建設・維持管理・運営を一括して発注する。
- ・財政負担の軽減 学校給食センター3箇所同時に進めること、また、配膳室整備や給食受注システムの構築など、多額な初期投資を要する。このため、本市の財政状況を踏まえ、財政負担の軽減及び平準化を図る必要がある。
- ・事業の安定的な実施 学校給食は安定的に継続して実施されるものであり、本市に実績の無い学校給食センターの整備・運営においては、的確なモニタリング体制の構築が必要である。

【財政負担の軽減及び平準化の検討】

	PFI (BTO)	PFI (BOT)	PFI (BOO)	DBO
民間ノウハウの活用	○業務を包括化した性能発注により、民間ノウハウが活用でき、サービスの向上、費用削減が期待できる。 ○15年間という長期間を通じ、運営事業者によりノウハウが蓄積される。	○業務を包括化した性能発注により、民間ノウハウが活用でき、サービスの向上、費用削減が期待できる。 ○15年間という長期間を通じ、運営事業者によりノウハウが蓄積される。	○業務を包括化した性能発注により、民間ノウハウが活用でき、サービスの向上、費用削減が期待できる。 ○15年間という長期間を通じ、運営事業者によりノウハウが蓄積される。	○業務を包括化した性能発注により、民間ノウハウが活用でき、サービスの向上、費用削減が期待できる。 △調理委託の長期継続契約が5年であるため、運営事業者が5年で交替する可能性がある。5年以上の債務負担行為の設定は理由が困難。
財政平準化	○初期投資部分を含めた平準化が可能である。	○初期投資部分を含めた平準化が可能である。	○初期投資部分を含めた平準化が可能である。	△初期投資部分のうち起債充当分は平準化が可能であるが、一部一般財による初年度負担が過大となる。
補助金の適用	○補助金の適用が可能である。	△補助金の適用が受けられない可能性がある。	×補助金の適用ができない。	○補助金の適用が可能である。
他のスキームと比較した場合の追加費用等	△一般に資金の調達に係る金利が市債の金利よりも高くなる。 △SPC設立・運営に係る費用が必要である。 △固定資産税、不動産取得税の対象となる。	△一般に資金の調達に係る金利が市債の金利よりも高くなる。 △SPC設立・運営に係る費用が必要である。 △固定資産税、不動産取得税の対象となる。	△一般に資金の調達に係る金利が市債の金利よりも高くなる。 △SPC設立・運営に係る費用が必要である。 △固定資産税、不動産取得税の対象となる。	△運営について5年毎に契約の更新が必要であり、公募・契約に係る費用等が生じる。
評価	○	△	×	○

【事業の安定的な実施の検討】

	PFI (BTO)	PFI (BOT)	PFI (BOO)	DBO
発注・モニタリング	○PFI法に基づき定型的に進めることができる。 ○市と事業者の関係において、責任の所在がSPCに一本化される。 ○価格の変更ルール、サービスの質に対するペナルティ等が契約書上で明確に整理される。 ○金融機関によるモニタリングが働く。 △長期に渡る契約となり、また、契約変更により議会の議決が必要となるため、契約変更に伴う作業が多くなる。	○PFI法に基づき定型的に進めることができる。 ○市と事業者の関係において、責任の所在がSPCに一本化される。 ○価格の変更ルール、サービスの質に対するペナルティ等が契約書上で明確に整理される。 ○金融機関によるモニタリングが働く。 △長期に渡る契約となり、また、契約変更により議会の議決が必要となるため、契約変更に伴う作業が多くなる。	○PFI法に基づき定型的に進めることができる。 ○市と事業者の関係において、責任の所在がSPCに一本化される。 ○価格の変更ルール、サービスの質に対するペナルティ等が契約書上で明確に整理される。 ○金融機関によるモニタリングが働く。 △長期に渡る契約となり、また、契約変更により議会の議決が必要となるため、契約変更に伴う作業が多くなる。	△事業スキームの構築・公募に際し、市側の負担が大きい。 △契約が複雑となり、市と事業者の関係において、責任の所在が曖昧になる可能性がある。 △維持管理・運営に係る事業者との契約は長期継続契約となるため、定期的に事業者の再公募が行われる。
緊急時の対応等	○運営期間中も施設が市の所有となるため、施設・設備面に対し市の関与が容易である。	×運営期間中は施設が事業者の所有となるため、施設・設備面に対し市の関与が難しい可能性もある。	×運営期間中は施設が事業者の所有となるため、施設・設備面に対し市の関与が難しい可能性もある。	○運営期間中も施設が市の所有となるため、施設・設備面に対し市の関与が容易である。
事業期間終了時の取り扱い	○施設は市の所有である。	○施設は市の所有である。	×施設は市の所有でないため、事業者の意向次第では継続的なサービスが担保されるか不明である。	○施設は市の所有である。
評価	◎	○	×	○

【事業スキームの評価】

民間活力を活かした効率的な手法については、他都市でも給食センターの整備に当たり導入事例が多いPFI方式や市立小学校及び市立特別支援学校で導入実績のある公設民営方式を基本として事業手法検討調査を進めてきた。その結果、業務を包括化した性能発注により民間ノウハウが活用でき、サービスの向上、費用削減が期待できること、民間資金の活用により財政負担の平準化が図れること、施設整備に当たり国からの交付金の適用が可能であること、運営期間中も施設が市の所有であるため、施設・設備面に対しても市の関与が容易なこと等から、PFI(BTO)方式を事業スキームとして実施するものとする。

■学校給食センターの整備・運営におけるPFI手法の導入について②

平成26年10月28日
中学校給食推進室

学校給食センターPFI方式 事業概要

箇所	概要
(仮称)南部学校給食センター 南部市場北側用地	・調理能力:1日当たり15,000食 ・地上2階、S造 ・敷地面積:約8,700㎡、延床面積:4,900㎡程度
(仮称)中部学校給食センター 平間配水所上平間管理公舎用地	・調理能力:1日当たり10,000食 ・地上2階、S造 ・敷地面積:約7,200㎡、延床面積:4,300㎡程度
(仮称)北部学校給食センター マイコンシティ事業用地(関連施設地区)	・調理能力:1日当たり6,000食 ・地上3階、S造 ・敷地面積:約2,700㎡、延床面積:2,500㎡程度

項目	内容
事業方式	・PFI(BTO)方式 土地 : 川崎市有地を無償貸与(設計・建設期間中) 建物 : 施設完成後所有権を川崎市へ移転
事業期間	・設計・建設期間 1年8か月 ・開業準備期間 2か月 ・維持管理・運営期間 15年2か月
事業範囲	①本施設の設計及び建設に関する業務
	・調査業務
	・設計業務
	・準備工事業務、建設工事業務
	・調理設備調達・搬入設置業務
	・施設備品等調達業務
	・食器・食缶等調達業務
	・工事監理業務
	・施設所有権移転業務
	・交付金申請支援業務
・上記に伴う各種申請等業務	
②本施設の開業準備業務	
③本施設の維持管理に関する業務	
・建築物、建築設備、附帯施設(外構等)等保守管理業務	
・調理設備、食器食缶等、施設備品等保守管理業務	
・清掃業務、警備業務	
・上記に伴う各種申請等業務	
④本施設の運営に関する業務	
・献立作成、食材検収補助業務	
・調理業務(炊飯、アレルギー対応食の調理、下処理業務及び配缶業務含む。)	
・衛生管理業務	
・配送・回収業務	
・配膳業務	
・洗浄等業務	
・施設備品等調達業務(配送車輛の調達業務及び維持管理業務を含む。)	
・上記に伴う各種申請等業務	
資金調達 (施設整備)	市 国からの交付金、一般財源、起債により調達 民間 資本金、民間借入、サービス購入料(一時支払)

VFMの検証

- ・本検討では、従来手法により事業を実施した場合とPFI(BTO)方式による場合とのコスト比較を行った。
- ・PFI方式についての事業形態はサービス購入型、事業方式が起債を入れたBTO方式を検討対象とする。
- ・コスト比較を行うにあたり、はじめにコスト比較の基準となる従来方式における事業期間内の市の総負担額(PSC)を算定し、次にPFI方式における市の総負担額(LCC)を算定して、VFM(Value For Money)を試算した。その結果、下記のとおり3施設ともにPFI(BTO)方式によりVFMが期待できる結果となった。

【(仮称)南部学校給食センター VFM算定結果】

	従来手法	PFI (BTO)	備考
市支出額(交付金控除後)	15,644,614 千円	15,403,345 千円	事業費総額-交付金
市収入額	0 千円	5,826 千円	法人市民税相当額
市負担額(市支出-市収入)	15,644,614 千円	15,397,519 千円	市支出額(交付金控除後)-市収入額
市負担額(現在価値換算)	12,607,489 千円	12,138,334 千円	従来手法市負担額(現在価値換算)=PSC PFI市負担額(現在価値換算)=PFILCC
削減額	-	469,155 千円	PSC-PFILCC
VFM	-	3.72%	削減額/PSC

【(仮称)中部学校給食センター VFM算定結果】

	従来手法	PFI (BTO)	備考
市支出額(交付金控除後)	12,351,573 千円	12,159,256 千円	事業費総額-交付金
市収入額	0 千円	2,676 千円	法人市民税相当額
市負担額(市支出-市収入)	12,351,573 千円	12,156,580 千円	市支出額(交付金控除後)-市収入額
市負担額(現在価値換算)	9,951,342 千円	9,583,539 千円	従来手法市負担額(現在価値換算)=PSC PFI市負担額(現在価値換算)=PFILCC
削減額	-	367,803 千円	PSC-PFILCC
VFM	-	3.70%	削減額/PSC

【(仮称)北部学校給食センター VFM算定結果】

	従来手法	PFI (BTO)	備考
市支出額(交付金控除後)	8,232,050 千円	8,125,143 千円	事業費総額-交付金
市収入額	0 千円	2,208 千円	法人市民税相当額
市負担額(市支出-市収入)	8,232,050 千円	8,122,935 千円	市支出額(交付金控除後)-市収入額
市負担額(現在価値換算)	6,628,302 千円	6,405,253 千円	従来手法市負担額(現在価値換算)=PSC PFI市負担額(現在価値換算)=PFILCC
削減額	-	223,049 千円	PSC-PFILCC
VFM	-	3.37%	削減額/PSC